

議案第72号

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月3日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

住民基本台帳法施行令の一部改正を踏まえ、印鑑登録の制限及び印鑑登録原票の登録事項に関する規定を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市印鑑条例の一部を改正する条例

調布市印鑑条例（昭和55年調布市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（以下「住民基本台帳」という。）」を削る。

第7条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 住民票に記録されている氏名，氏，名，旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（同令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は当該氏名，当該旧氏若しくは当該通称の一部を組み合わせたもののうち市長が別に定める組合せに該当するもので表していないもの

第7条第1項第2号中「その他」を「その他の氏名，旧氏又は通称以外」に改め，同条第2項中「住民基本台帳」を「住民票」に，「記載」を「記録」に，「片仮名表記」を「片仮名表記（以下「片仮名表記」という。）」に改める。

第8条第3号を次のように改める。

- (3) 氏名（住民票に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏，住民票に通称が記録されている場合にあつては氏名及び当該通称）

第8条第7号中「同項に規定する氏名等の」を削る。

第14条第4号中「氏名又は氏」を「氏名又は氏（住民票に旧氏が記録されている者にあつては，当該旧氏を含む。）」に，「外国人住民にあつては，通称又は第7条第2項に規定する氏名等の」を「住民票に通称又は片仮名表記が記録されている者にあつては，当該通称又は当該」に，「同条第1項」

を「第7条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。